

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年12月11日

【会社名】 マルサンアイ株式会社

【英訳名】 MARUSAN-AI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 伊藤 明 徳
代表取締役社長 渡 辺 邦 康

【本店の所在の場所】 愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

【電話番号】 0564-27-3700

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長(兼)管理担当 堺 信 好

【最寄りの連絡場所】 愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

【電話番号】 0564-27-3700

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長(兼)管理担当 堺 信 好

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月10日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月10日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額114,747,140円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月11日

第2号議案 株式併合の件

イ 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合

ロ 株式併合の効力発生日

平成28年3月21日

ハ 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

イ 株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を現在の40,000,000株から8,000,000株に減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更する。又、これらの変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設ける。なお、当該附則は、株式併合の効力発生日の経過をもって削除する。

ロ 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定の一部を変更する。

第4号議案 取締役7名選任の件

伊藤明德、渡辺邦康、倉橋良二、兼子明、堺信好、浅尾弘明及び森田尚男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	8,459	5	0	(注)1	可決 (96.54%)
第2号議案 株式併合の件	8,454	10	0	(注)2	可決 (96.48%)
第3号議案 定款一部変更の件	8,453	10	0	(注)2	可決 (96.48%)
第4号議案 取締役7名選任の件					
伊藤明德	8,453	11	0	(注)3	可決 (96.47%)
渡辺邦康	8,453	11	0		可決 (96.47%)
倉橋良二	8,453	11	0		可決 (96.47%)
兼子明	8,453	11	0		可決 (96.47%)
堺信好	8,453	11	0		可決 (96.47%)
浅尾弘明	8,453	11	0		可決 (96.47%)
森田尚男	8,452	12	0		可決 (96.46%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。